

県の木造住宅に対する助成制度について

(愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付制度)

愛媛県は、地域材を使用した木造住宅の建設・購入に対し、積極的に支援を行っています。本県は、全国有数の林産県であることから、県産材の利用促進は地域産業活性化だけでなく、地域環境保全にもつながる、県の重要課題の一つであると考えています。

住宅建設・購入の際には、是非、本制度の活用をご検討ください。

【※県HPの「えひめの建築・住宅」から、詳細をご覧ください。】

【概要】

自らが居住するために、一戸建ての対象住宅を県内で新築・購入される方が、住宅主要部材に50%以上の地域材を利用し、住宅金融公庫又は指定金融機関から融資を受ける場合に、最長で5年間の利子補給が受けられる制度です。

【申込み】

◇本制度のお申込みは、指定金融機関での資金申込みと同時に行います。

◇建売住宅では、建売事業者があらかじめ各種証明等を準備しておく必要があります。

※指定金融機関とは、県が指定する県内に本店を有する金融機関及び四国労働金庫愛媛支店をいいます。

【対象となる融資】

住宅金融公庫及び指定金融機関の融資

※公庫証券化支援事業（「フラット35」）融資は対象となります。

※自己資金や共済資金などは対象外となります。

【対象住宅】

◇地域材を主要部材に50%以上使用する木造住宅

◇在来工法又は枠組壁工法で建設される木造住宅

◇県内に事務所を有する施工業者により建設される木造住宅

◇住宅部分の床面積が70㎡以上280㎡以下の木造住宅

【その他】

「えひめ地域木造住宅基準」適合住宅には、利子補給の加算制度もあります。制度申込み以前に、地方局建設部又は土木事務所における設計審査を受けてください。

【問合せ先】

愛媛県土木部
道路都市局建築住宅課
TEL 089-941-2779



第24回

まちづくり月間

国土交通省では、昭和58年から毎年6月を「まちづくり月間」と定め、住民の積極的な参加による豊かでうるおいのあるまちづくりの推進を図るため、広く活動を実施しています。

【目的】

住民一人一人が生きること
に喜びと生きがいを味わえる
生活空間を形成していくため
には、住民の積極的な参画の
元に創意と工夫を活かしたま
ちづくりを推進することが必
要である。

このため、前回に引き続き、
まちづくりについて広く住民
の理解と協力を得ることを目
的とした「まちづくり月間」
を設け、住民と国、地方公共
団体による豊かでうるおいの
あるまちづくりの推進に資す
るものとする。

【期間】

平成18年6月1日から
平成18年6月30日まで

【テーマ】

「いきなり」

「まちづくり」

動物愛護センターにおける犬・ねこの保管期間変更について

動物愛護センターにおける犬・ねこの保管期間については、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく公示期間を加えた7日間としていましたが、平成18年4月1日から保管期間を概ね5日間に変更することになりましたのでお知らせします。

なお、この変更についてご不明な点がある方は、上島町各総合支所担当課へお問合せください。



弓削支所生活事業課 TEL 77-2500
岩城支所住民課 TEL 75-2500

生名支所住民課 TEL 76-3000
魚島支所住民福祉課 TEL 78-0011

